

ジェットバス・バイブラバスの気泡発生装置停止のお知らせ

2013/9/1

会員の皆様には、平素よりお引き立て頂きまして誠にありがとうございます。

現在、浴場エリアにあるジェットバス及びバイブラバスは気泡発生装置によって気泡等を発生させていますが以前より保健所からの指導で気泡発生装置の使用停止を求められていました。

これは公衆浴場法施行条例第4条第15項ホ（※1）の規定によって制限されており、同条同項の但し書きについて、毎日完全換水を維持することは現在の経営状況からも困難であります。当施設は循環ろ過装置式ですので公衆浴場法施行条例第4条27項（※2）の規程に基づき週1回の換水を行っておりますので安心してご利用して頂けます。

近年、レジオネラ属菌による死亡者が全国的にも報告されております。当施設の浴場管理は保健所の指導の下、万全を期しておりますが、より安全を期する為の措置をとるべきだと判断致しました。

日頃より、ジェットバス及びバイブラバスのご利用を楽しんで頂いた方には大変申し訳ございませんが平成25年9月29日をもって気泡発生装置を停止させていただきます。ご理解とご了承の程宜しくお願い致します。

尚、バイブラバスにつきましては、気泡発生装置停止に伴い浴槽の処理を施しますので、当面の間、停止させていただきます。重ねてご迷惑をお掛け致します。

※1『公衆浴場法施行条例第4条第15項ホの規程 循環ろ過装置を設置した浴槽には、気泡等発生装置を設置しないこと。ただし、当該浴槽の浴槽水を毎日換水して使用するときは、この限りでない。』

※2『公衆浴場法施行条例第4条27項の規程 浴槽水は、毎日（循環ろ過装置を設置する浴槽の浴槽水にあっては、一週間一回以上）換水すること。』

スポーツプラザイースト